

# 阪南市社会教育施設長寿命化個別計画

## 1. 計画の背景・目的

平成 25 年 11 月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、国が「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、将来のめざすべき姿、基本的な考え方、インフラ長寿命化計画等の策定、必要施策の方向性、国と地方公共団体の役割、産学界の役割等についての内容を記載しています。

本市では、「阪南市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月）」を策定しており、この計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める施設の長寿命化計画を取りまとめることで、「施設の長寿命化による財政の平準化」「市全体としての延床面積の削減（令和 27 年度までに 32%削減目標）」を踏まえ、検討することとします。

## 2. 計画期間

阪南市の社会教育施設は、昭和 39 年(1964 年)に開館した尾崎公民館をはじめ、昭和から平成にかけて建設され、運営してきました。これら社会教育施設は、市民の生涯学習を支える施設として市民生活に必要な行政サービスを提供しており、将来にわたり継続して安定的にサービスを提供する責務があります。

本計画の策定にあたっては、建物に対する長期的な視点と設備に対する短期的な視点を兼ね備える必要があり、各施設の点検・整備等の更新、また施設の耐用年数に応じた中規模、大規模改修等を行い、延命化を図ることをめざし、計画期間を今後 20 年、2040 年までとします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化、施設設備の更新等により施設の現況が大きく変化した場合や上位計画の見直し等との関係から、柔軟に計画を見直すこととします。

### 阪南市社会教育施設一覧

大分類	中分類	主な施設	施設数
子育て支援施設	児童施設	留守家庭児童会	8
市民文化施設	文化施設	文化センター（サラダホール内）	1
社会教育施設	公民館	尾崎公民館（おざき出会い館内）、西鳥取公民館、東鳥取公民館	3
	図書館	図書館（サラダホール内）	1
	資料館等	歴史資料展示室（旧東鳥取幼稚園）	1
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	総合体育館	1
		桑畑総合グラウンド	1
		上荘プール、下荘プール、尾崎プール、東鳥取プール、和泉鳥取プール、中央プール	6
		鳥取池緑地桜の園	1

※管理棟の無い中央グラウンド、光陽台グラウンド、市立テニスコートは、この計画からは除外しております。

## 3. 施設の状況

### (1) 留守家庭児童会

留守家庭児童会は、保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場として、阪南市留守家庭児童会条例に基づき設置しています。本市の子育て支援施設として、留守家庭児童会が 8 施設あり、管理運営は、全ての施設で指定管理者制度を導入しています。

No.	施設名	建設年	建物構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	管理運営	耐震状況		老朽状況	
						耐震診断	耐震改修	築年数(R2年時点)	大規模改修
1	下荘留守家庭児童会	H30	S	144.5	指定管理	新耐震	—	3	—
2	舞留守家庭児童会	S50	RC	64	指定管理	実施済	改修実施済	46	改修済(一部)
3	朝日留守家庭児童会	S53	RC	112	指定管理	実施済	改修実施済	43	改修済
4	西鳥取留守家庭児童会	S43	RC	128	指定管理	実施済	改修実施済	53	改修済(一部)
5	東鳥取留守家庭児童会	H29	S	353.1	指定管理	新耐震	—	4	—

6	桃の木台留守家庭児童会	H30	S	273.6	指定管理	新耐震	—	3	—
7	新上荘留守家庭児童会	H22	S	191	指定管理	新耐震	—	11	—
8	尾崎留守家庭児童会	H12	S	102	指定管理	新耐震	—	21	—

## (2) 文化センター

文化センターは、市民の文化活動に寄与し、市民生活の向上と文化、芸術活動の普及及び振興を図ることを目的として、阪南市立文化センター条例に基づき設置しています。管理運営は、指定管理者制度を導入しています。

No.	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	耐震状況		老朽状況	
						耐震診断	耐震改修	築年数 (R2年時点)	大規模改修
1	文化センター	H元	RC	6,731	指定管理	新耐震	—	32	—

## (3) 公民館・図書館・歴史資料展示室

公民館は、市民の教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、健康の増進、情操の純化を図ることを目的として阪南市立公民館条例に基づき設置しています。

図書館は、市民の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、阪南市立図書館条例に基づき設置しています。

歴史資料展示室は、郷土の歴史に関する市民の理解を深め、文化の発展に寄与するため、阪南市歴史資料展示室設置及び管理に関する内規に基づき設置しています。

管理運営は、公民館が令和3年4月から指定管理者制度を導入、図書館については、現在直営ですが、指定管理者制度導入に向け検討中、歴史資料展示室は市直営となっています。

No.	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	耐震状況		老朽状況	
						耐震診断	耐震改修	築年数 (R2年時点)	大規模改修
1	尾崎公民館	S45	RC	1,044	直営	実施済	改修実施済	50	改修済
2	東鳥取公民館	S45	RC	1,171	直営	未実施	未実施	50	—
3	西鳥取公民館	H6	RC	1,431	直営	新耐震	—	26	—
4	図書館	H1	RC	1,141	直営	新耐震	—	31	—
5	歴史資料展示室	S39	W	403	直営	未実施	未実施	56	—

※公民館は令和3年度から指定管理者制度導入

## (4) スポーツ施設

管理棟等がある本市のスポーツ・レクリエーション施設は9施設あり、市民の体育及びスポーツの振興、市民の健康・体力の向上を目的として市条例等に基づき設置しています。なお、管理棟の無い中央グラウンド、光陽台グラウンド、市立テニスコートは、この計画からは除外しております。管理運営は、鳥取池緑地桜の園を除き、指定管理者制度を導入しています。

No.	施設名	建設年	建物構造	延床面積 (㎡)	管理運営	耐震状況		老朽状況	
						耐震診断	耐震改修	築年数 (R2年時点)	大規模改修
1	総合体育館	S57	RC	4,068	指定管理	新耐震	—	38	—
2	桑畑総合グラウンド(管理棟)	H3	RC	172	指定管理	新耐震	—	29	—
3	尾崎プール(管理棟)	S58	RC	231	指定管理	新耐震	—	37	—
4	東鳥取プール(管理棟)	S42	RC	133	指定管理	未実施	未実施	53	—
5	下荘プール(管理棟)	S60	RC	283	指定管理	新耐震	—	35	—
6	中央プール(管理棟)	S58	RC	54	指定管理	新耐震	—	37	—
7	和泉鳥取プール(管理棟)	S62	RC	305	指定管理	新耐震	—	33	—
8	上荘プール(管理棟)	H3	RC	273	指定管理	新耐震	—	29	—
9	鳥取池緑地桜の園(便所)	H4	RC	17	直営	新耐震	—	28	—

## 4. 基本方針

阪南市の社会教育施設は、新耐震基準に基づく施設だけではなく、耐震化対策が必要な施設もあります。阪南市生涯学習推進計画(平成27年3月策定)の中でも、

「学びの場である本市生涯学習関連施設の多くは、建設から20年以上が経過したもののばかりで、施設・設備の老朽化や駐車場不足などの課題を抱えています。」

という課題点を掲げ、生涯学習関連施設の改修と長寿命化の推進、図書館機能の充実、公民館施設・機能の充実に向けて推進方策を定めています。

令和3年度からは、公民館の指定管理者制度導入、また令和5年度の図書館への指定管理者制度導入に向けた検討など、今後、運営形態が大きく変動する施設があり、計画的な予防保全を行い、大規模改修工事を含んだ長期的な管理について、調査等を進め検討します。

なお、社会情勢や市民ニーズの変化、上位計画の見直しや処理方法の変更、点検機器の更新等施設の現況が大きく変化した場合、施設の建て替え等において、施設の適正規模、施設規模に適した建設用地、処理内容の変更や広域化などの検討を行います。

## 5. 実施方針

市の財政状況を考慮しつつ中規模、大規模の改修を進めるよう検討するとともに、社会的なニーズに対応するための改修を行っていきます。指定管理者制度導入施設については、民間事業者のノウハウを最大限活用し、コスト削減を図りながら施設設備の長寿命化に取り組みつつ、施設運営を行います。

各施設ごとに以下の項目で実施方針を策定しています。

### (1) 点検の実施方針

- ・保守点検の計画及び年度整備計画を策定します。

### (2) 維持管理・修繕や改修等の実施方針

- ・この個別計画に基づき、修繕や更新を進めることで、利用者への影響が出ないように努めます。

### (3) 長寿命化の実施方針

- ・社会教育施設を長期にわたって良好に運営・維持・管理していくために、施設及び設備の更新(耐用年数等を考慮)、点検・整備等について計画的に実施します。

### (4) 耐震化の実施方針

- ・昭和56(1981)年6月1日以前の施設については、効率の良い施設運営を図るためにも、改修実施の他、施設の廃止、移設や集約も踏まえ、検討します。

### (5) 更新時の実施方針

- ・各施設とも計画的な予防保全を行うことで施設の長寿命化を図ることとしますが、施設の延命化のための大規模改修時には、施設のあり方も含め、施設の集約化等、多方面からの検討が必要です。

## 各施設の今後の実施方針

### 留守家庭児童会

留守家庭児童会は、旧耐震基準の施設である舞、朝日、西鳥取留守家庭児童会の3施設において、耐震診断・耐震改修ともに実施済みであり、下荘、東鳥取、桃の木台、新上荘、尾崎留守家庭児童会の5施設は新耐震基準による施設です。今後の方針として、施設の建替え、大規模改修及び複合化等の検討を行う際には、人口動向やサービス内容等を考慮し、建替え、除却、複合化等の手法を検討しながら、行政サービスが低下しないよう進めていきます。

### 文化センター

文化センターは、新耐震基準による施設でバリアフリー化についても、出入口の一部を除き、対応しています。今後は、指定管理者による施設点検を含め、維持補修を行うとともに、大規模改修及び複合化等の検討を行う際には、人口動向やサービス内容等を考慮し、建替え、除却、複合化などの手法を検討しながら行政サービスが低下しないよう進めていきます。また、その際にはPPP(指定管理)／PFI(官民連携)の手法及び市町域を越えた広域的な利用についても、併せて検討します。

### 公民館・図書館・歴史資料展示室

3 公民館は、指定管理者制度の導入と、中央公民館体制について推進しているところですが、東鳥取公民館については、築年数が45年経過し、また、耐震改修や大規模改修が未実施であることから、複合化を含めた建替え等の検討を行う等、一定の方向性が求められています。

図書館は、文化センターとの複合施設であり、指定管理者による施設点検、維持補修を行います。

公民館、図書館ともに、今後、施設の建替え、大規模改修及び複合化等の検討を行う際には、人口動向やサービス内容等を考慮し、建替え、除却、複合化などの手法を検討しながら行政サービスが低下しないよう進めていきます。

歴史資料展示室は、築年数が56年経過しています。また、耐震診断・改修が未実施で、建替えや再配置の検討を行う必要性があり、新築、除却、複合化等、一定の方向性が求められています。

今後は、職員による施設点検を含め、予防保全による維持補修を行います。人口動向やサービス内容等を考慮し、建替え、新築、除却、複合化等の手法を検討しながら行政サービスが低下しないよう進めていきます。またその際にはPPP/PFIの手法も併せて検討します。

#### スポーツ施設

総合体育館は、新耐震基準による施設で、耐震性を満たしていますが、吊り天井や照明等、他の施設と異なる設備が多く設置されており、適切な改修が必要です。

桑畑総合グラウンドの管理棟は改修済ですが、グラウンド及びテニスコートの屋外夜間照明設備等の適切な改修が必要です。

市営プールは、小学校の体育の授業としての利用もあることから、小学校の利用状況を踏まえつつ、将来的には施設の位置づけや設置数について検討する必要があります。また、行政による提供の必要性を検討するとともに、より質の高いサービスをめざし、民間活力の導入についても検討します。

桜の園を除き、スポーツ施設は指定管理者制度を導入していますが、今後も指定管理者、職員による施設点検を含め、大規模改修を実施するなど、施設の長寿命化を図ります。

今後の施設のあり方について、施設の建替え、大規模改修及び複合化等の検討を行う際には、人口動向やサービス内容等を考慮し、建替え、除却、複合化などの手法を検討しながら、行政サービスが低下しないよう進めていきます。また、その際にはPPP/PFIの手法も併せて検討します。

## 6. 個別計画の推進体制等

### (1) 情報基盤の整備と活用

阪南市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に従い、管理・運営状況等に関わる情報を社会教育施設全体として一元的に把握し、効率的かつ効果的な維持管理に向けた取組を推進することをめざします。また先進的な取組から、経費削減に向けた技術や情報等を積極的に収集し、そこで得られた知見を広く共有する場の設置を検討していきます。

### (2) 推進体制等の整備

本計画は、社会教育施設を所管する教育委員会が中心となって推進していきますが、阪南市の公共施設として複合化する場合等、地域に開かれた施設となるよう「横のつながりがある体制」で計画の進捗状況を管理していきます。

また、社会教育施設は、地域コミュニティの核となる施設であることから具体的な取組の実施に当たっては、市民や関係団体等との意見交換を行う等、市民の意見を反映しながら事業化を進めていきます。

本計画は、20年間という長期の計画であり、社会教育を取り巻く環境の変化や市の人口推移、社会情勢の変化等に対応する必要があるため、5年ごとに計画全体の見直しを行う他、各施設運営の見直しが必要なとき等は、各施設の状況等を含め、適宜対応し、実情に応じた変更を適時行います。